

調査の結果公表までの期間について

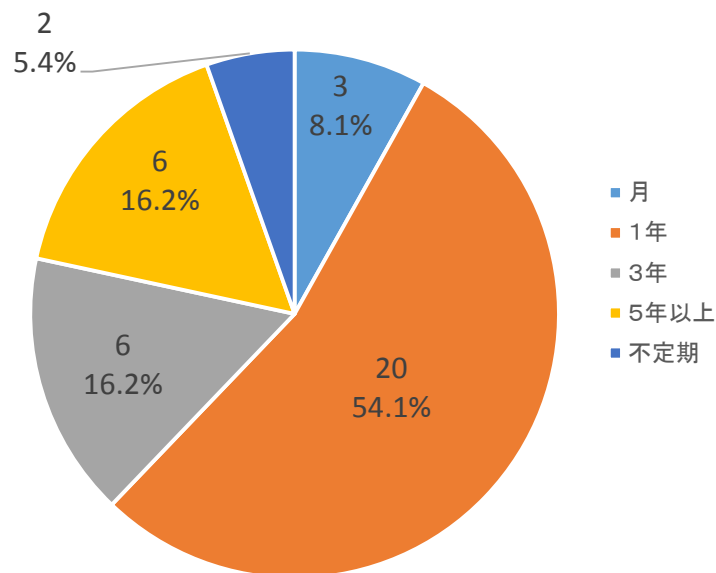
平成30年11月14日
統計委員会担当室

調査の結果公表までの期間

申請負担軽減対策（平成9年2月閣議決定）において、**原則として、すべての指定統計（現：基幹統計）の第1報の公表**を可能な限り早期化し、あらかじめ設定した調査票回収期限から、**遅くとも月次調査は60日以内、年次調査は1年以内に公表すること**とされていることを踏まえ、今年度棚卸し対象の**一般統計について点検**を実施

1. 調査周期

調査周期別（一般統計）



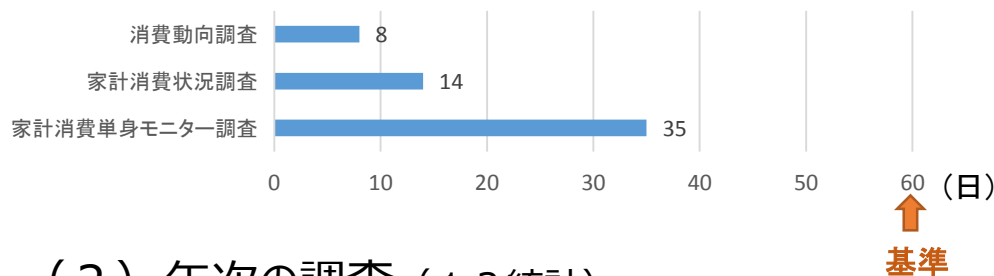
- 対象統計（37）の調査周期は、
- ・月次調査が3調査（8.1%）
 - ・年次調査が20調査（54.1%）
 - ・3年が6調査（16.2%）
 - ・5年以上が6調査（16.2%）
 - ・不定期が2調査（5.4%）

調査の結果公表までの期間

○棚卸し対象の一般統計（37）のうち27 統計（注）について、基幹統計の基準（月次調査：60日以内、年次調査：1年以内）に照らしてみたところ、いずれも基準内に公表されていた
（注）10 統計については、書面調査の回答に疑義があったため、事実確認中

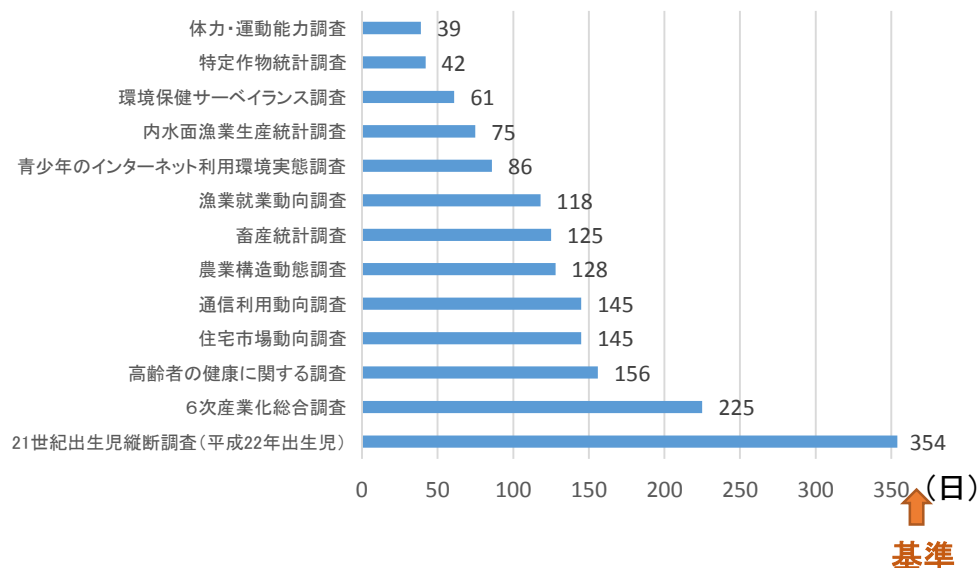
1. 調査周期

（1）月次の調査（3 統計）



○いずれも、基準（60日以内）より大幅に短い期間で公表されている

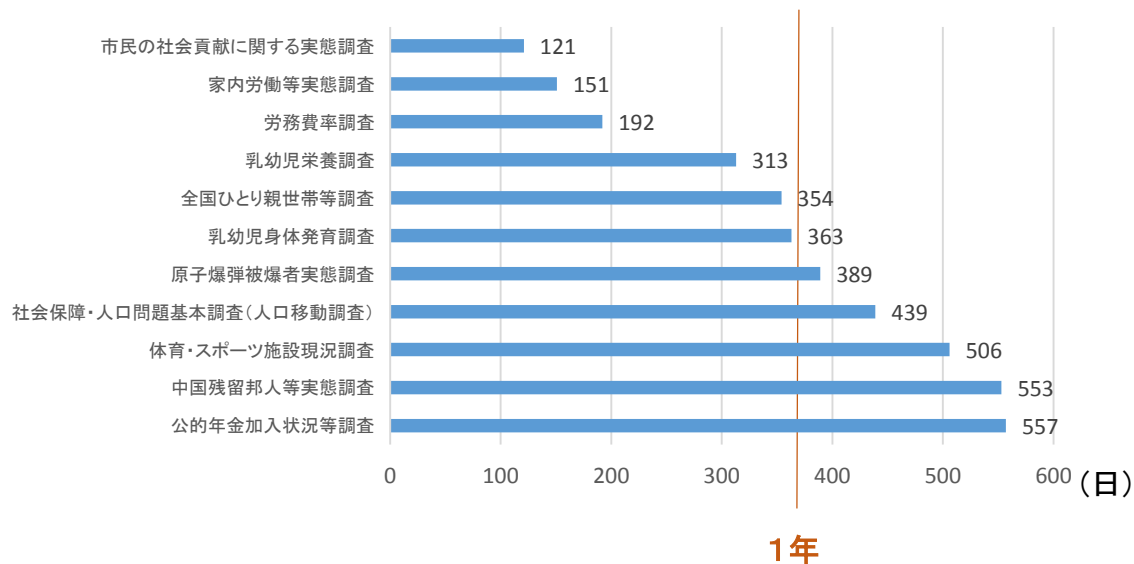
（2）年次の調査（13 統計）



○いずれも基準（1年以内）内に公表されており、1 統計を除き、基準（1年以内）の半分程度の期間で公表されている

調査の結果公表までの期間

(3) 調査周期が3年以上又は不定期 (11統計)



○基準は設定されていないが、6統計が1年以内に公表されている。
他の5統計は、2年以内に公表されている。

調査の結果公表までの期間

- 今回集計した27統計のうち、月次・年次の16統計については、全て基幹統計の基準内に公表されているうえ、大多数（14統計／16統計）は、基準の半分以下の期間で公表されている。
 - 一般統計は基幹統計より規模が小さいものが多いこと、基準を設定した平成9年から20年が経過して、I C Tの活用や民間事業者への委託が進んだこと等も影響している可能性がある。
- 引き続き、以下の点について点検を行う。
 - ・疑義照会中の10統計について、再度確認を行う
 - ・直近の公表時だけでなく、過去3回の期間を把握して、公表までの期間の推移、公表時期の安定性を確認する
 - ・業務統計についても、データ収集から公表までの期間を把握する
 - ・公表までに期間を要している統計があれば、理由を確認する
- 今回は、調査周期に応じて定められた最低限の基準（遅くとも～までに公表する）に照らした点検を行ったが、統計の公表は、個々の統計が予定している利用目的や活用の時期に間に合うよう行われる必要があることから、来年度の棚卸しでは、調査統計について、調査計画の公表予定日から実際の公表日の遅延状況についても点検を行うこととしたい。